

令和3年4月9日

保護者 様

長久手市教育委員会教育長 大澤 孝明
東郷町教育委員会教育長 中根 一郎
豊明市教育委員会教育長 伏屋 一幸
日進市教育委員会教育長 久保田 力

中学校の部活動のあり方について

春暖の候、皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より長久手市の教育にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、愛知地区（長久手市、東郷町、豊明市、日進市）では、「中学校の部活動のあり方」について、4市町合同で、学習指導要領に記された部活動の意義もふまえ、生徒の健康維持や自由時間の確保、教員の多忙化解消のため、検討し、下記のように取組を進めていくこととしております。ご理解を賜りますようお願いいたします。

記

1 通常期間の活動について

(1) 平日の1日は、休養日とする。

(2) 土日のうち1日は、休養日とする。

*大会出場により休養日を設定できない場合は、月内に代替日を設定する。

(3) 家庭の日（毎月第3日曜日）は、休養日とする。

(4) テスト週間・期間は、休養日とする。

2 長期休業中の活動について

(1) 大会以外の土日祝日は、休養日とする。（活動した場合は平日を代替日とする）

(2) 県で決められた「会議、行事等を行わない期間」（8月中旬）は、休養日とする。

(3) 年末・年始休業日は、休養日とする。

(4) 1日練習を行う場合は、翌日は半日練習または休養日とする。（1日練習は連続しないこと）

3 活動時間について

(1) 平日2時間程度、休日3時間程度とする。（ただし、やむを得ない場合は、1日練習を午前中3時間程度、午後3時間程度の活動として認める。ただし、その場合も1日練習は連続しないこととする）

4 朝練習について

(1) 原則「なし」とする。しかし、目的が明確であり、補助的で最小限の期間に限っての実施は認める。その場合は、登校時間における安全に十分配慮した開始時間とし、自主参加とする。

5 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症の対策を徹底した上で実施する。感染状況によっては、活動の中止や活動時間の短縮等の措置をすることがある。

(2) 猛暑や雷雨等の異常気象時においては、教育委員会や学校の判断により、活動の中止や活動時間の短縮等の措置をすることがある。

【問合せ先：長久手市教育委員会 教育総務課 指導室（TEL 0561-56-0626）】